

配偶者・父母などの申請書類			
必ず提出	1) <a href="#">被扶養者異動届</a> (1 ページ目の記入例を参照してください。記入漏れがある場合は受け付けられません)		
	2) <a href="#">扶養申請における確認書/同意書</a>		
	3) <a href="#">現況書</a> ・ <a href="#">記入例</a> (記入例を参照してください。記入漏れがある場合は受け付けられません)		
	4) 住民票 (世帯全員・マイナンバー、続柄、本籍、筆頭者、外国人在留カード情報等、 <u>すべての項目の記載があること</u> ・省略表示があるものは不可・3 か月以内に発行されたもの)		
	5) 対象者の所得/課税/非課税証明書 (提出必須・直近年度のもの・源泉徴収票は不可)		
該当するものすべて提出	対象者の退職	<p>どちらか1つを提出してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険被保険者 離職票2 (退職した会社から入手) のコピー</li> <li>・<a href="#">退職証明書</a> (プリントアウトし、退職した会社に証明を依頼してください)</li> </ul>	
	入 手 で き し だ い 直 ち に 提 出	失業手当を受給する予定の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険受給資格者証 (ハローワークで入手) の表面と裏面のコピー</li> </ul>
		失業手当の受給を延長 (療養や出産など) する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険受給期間延長決定通知書 (ハローワークで入手) のコピー</li> </ul>
		失業手当を受給しない (受給権の放棄) 場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離職票にハローワークで「法第4条3項不該当」の証明を受けたもののコピー</li> </ul>
		雇用保険に加入していたが失業手当を受給できない (要件を満たさない) 場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離職票にハローワークで「法第13条不該当」の証明を受けたもののコピー</li> </ul>
		傷病手当金あり	<p>退職後も継続受給する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給決定通知書のコピー (直近のもの・加入していた健保組合等から入手)</li> </ul>
	失業手当の受給終了	<p>支給終了後も引き続き収入がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険受給資格者証の表面と裏面のコピー</li> </ul>	
	対象者に収入がある	給与収入あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約書のコピー (最新のもの)</li> <li>・直近3か月分の給与明細コピー (給与が発生していない場合は省略可)</li> </ul>
		年金受給あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金振込通知書 (年金機構より毎年送付) のコピー</li> <li>(直近のもの・老齢年金・遺族年金・障害年金・障害手当、複数ある場合はすべて)</li> </ul>
		不労所得 (不動産/投資) あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書第一表、第二表、収支内訳書または青色申告決算書のコピー</li> <li>(直近年度の控え・または直近の特定口座年間取引報告書のコピー)</li> </ul>
	対象者と別居 (住民票上で別世帯)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3か月分の仕送りの振込明細書コピー</li> <li>(通帳のコピーでも可・WEB明細可・社命による単身赴任の場合は不要)</li> </ul>	
	他に収入がある家族と同居	<p><u>世帯分離をしていない場合は</u>、上記の「対象者」をその家族に読み替えて該当するものを用意してください。</p>	
被保険者本人にスターバックス以外の収入がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の所得/課税証明書 (直近年度のもの・源泉徴収票は不可)</li> <li>・副業先の給与明細のコピー (直近3か月分)</li> <li>・自営業収入や不労所得は、確定申告書一式のコピー (直近年度の控え)</li> <li>・年金受給者は、年金振込通知書のコピー (各種直近のもの)</li> </ul>		

1~3と「退職証明書」は書類名をクリックすると書類のPDFファイルが開きますので、プリントアウトしてください。開かない場合はHPの申請書一覧からプリントアウトしてください。